

健診だより

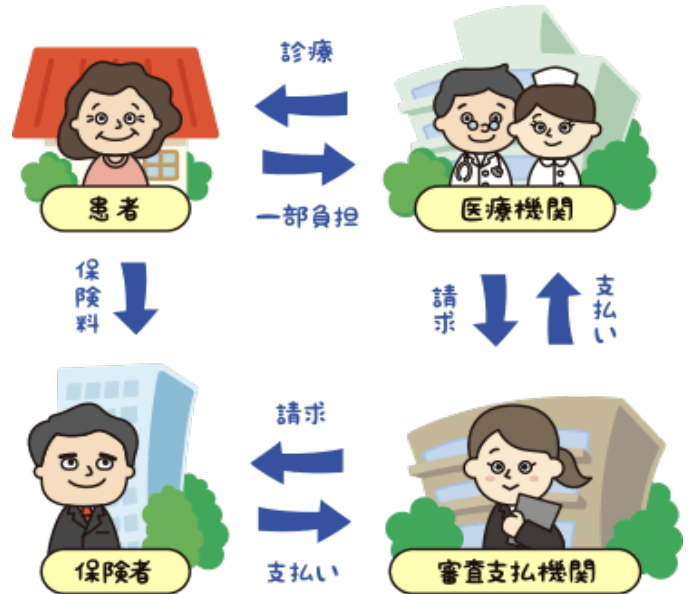
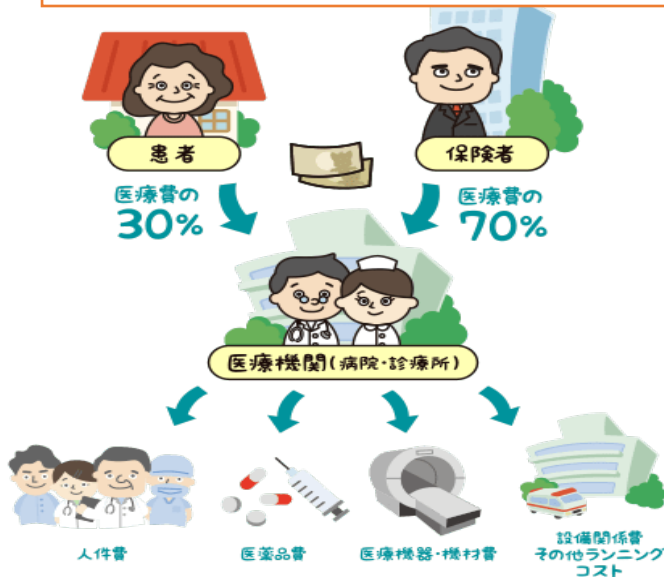
Vol.2

2022 年 5 月発行

診療報酬のお話

「診療報酬とは」？

病気やけがなどの際に保険証を提示すれば、誰でも必要な医療行為を受けることができます。医療機関に、その対価として支払われる費用が「診療報酬」と呼ばれております。



「診療報酬は病院の様々なところに使われています」

医療機関では様々な医療スタッフが働いています。そのスタッフに係る人件費の他、医薬品、医療材料、医療器材等に係る購入、設備維持・管理費用は主に「診療報酬」から賄っております。

「医療行為ごとに

公定価格【点数】が決められています」

診療報酬の点数は、1 つひとつの医療行為ごとに厚生労働大臣が細かく点数を決めています。

皆さんが受けた医療行為に対する価格は、医療行為ごとに決められた点数を基に、

「1 点＝10 円」として計算されます。

この金額は、全国どこでも変わりありません！！

医療の進歩や経済状況を踏まえて、通常 2 年に 1 度見直しが行なわれています。これを『診療報酬改定』と呼びます。

令和 4 年度は『診療報酬改定』年度で 4 月より金額の見直しが行なわれました！

